

都城市ふるさと振興支援制度実施要綱

第1（趣旨）

ふるさと納税振興協議会（以下「ふる振協」という。）は、社会貢献事業として、この要綱の定めるところにより、地場産業の振興に繋がる取組み、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地場産業及び地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2（助成事業）

1. 地場産業振興支援助成事業については、次のとおりとする。

（1）ハード事業

地場産業の振興または地場産品を活用した新商品開発等に必要な施設や設備等の整備に関する事業。

（2）ソフト事業

地場産業の振興または地場の特産品のPR等を目的として取組む、特色あるソフト事業。

2. 地域コミュニティ活動助成事業は、次のとおりとする。

（1）一般コミュニティ活動助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。

（2）活力ある地域づくり助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業。

3. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

（1）市の補助金等を充当していないもの。

（2）毎年、7月1日以降に実施し、当該年度2月末日までに完了するもの。

（3）原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3（助成対象及び助成事業の実施主体）

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

都城市内に住所を置く個人、団体、地域コミュニティ等。

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。

第4（助成対象経費）

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - （1）土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、工事を伴う施設整備等の経費、外構工事に要する費用。
 - （2）事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、食糧費。

第5（助成金）

助成金は、助成対象経費の4分の3以内。ただし、1件につき10万円以上とし、（1万円未満は切り捨て）で次の額を限度とする。

1. 地場産業振興支援助成事業
100万円まで（ただし協議会の予算の範囲内とする）
2. 地域コミュニティ活動助成事業
50万円まで（ただし協議会の予算の範囲内とする）

第6（助成限度額）

助成金は、予算に定める額を限度とする。

第7（ふるさと納税振興協議会の社会貢献広報）

1. ふるさと納税振興協議会の負担金を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、都城市ふるさと納税振興協議会の広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ、「ふるさと納税振興協議会の助成金で整備した」若しくは「ふるさと納税振興協議会の助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8（助成の申請手続）

助成対象団体の長は助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

第9（助成の決定）

1. 会長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、10名以内の幹事会員で構成する選定委員会等に諮ったあと、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 会長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。

第10（事業内容の変更）

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、会長に変更申請書（様式第2号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、会長はその旨を助成対象団体の長に通知するものとする。

第11（助成金の交付）

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、会長に提出するものとする。
2. 会長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12（その他）

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。